

岩手高教組情報

No. 7

 2018年
10月29日(月)

 岩手県高等学校教職員組合 〒020-0883 盛岡市志家町11番13号 高校教育会館内
 TEL 019-624-5227 FAX 019-653-2285 E-mail:iwako@jtu-iwako.jp
 岩手高教組機関誌 発行/情宣部 印刷/杜陵プリント社

●確定闘争はじまる ●「休暇、勤務時間、労安に関する調査」速報 ●学校にも働き方改革の風を ●母と女性教職員の会 ●インクルーシブ教育学習会 ●講演会のお知らせ ●西日本豪雨災害支援カンパ ●学校図書館担当者集会 ●喜怒哀楽 ●クイズシリーズ
高教組70年

確定闘争はじまる

—賃金・労働条件の改善をめざして—

岩手県人事委員会は10月11日、知事及び県議会議長に対し職員の給与等に対する勧告を行いました。

【勧告のポイント】

- ①月例給：較差0.17%・609円（民間358,823円、職員358,214円）に基づく給料表改定
若年層に重点配分（初任給1,500円）、中高年齢層は一律400円の改定
- ②一時金：較差0.09月（民間4.44月、職員4.35月）で
0.10月引上げ（4.35月→4.45月 勤勉手当に配分）
※再任用職員：0.05月引上げ（2.30月→2.35月 勤勉手当に配分）
- ※月例給・一時金とも4月遡及実施
- ③宿日直手当：200円引き上げ

勧告を受け、岩手県地方公務員共闘会議（地公共闘）は、10月22日に知事への要求書を提出し、人事課総括課長交渉を行っています。

- ・給与改定……5年連続の改善は見込まれるものの、臨時国会の動向によっては、差額の年内支給に影響が出る可能性もある。
- ・諸手当改善…通勤手当、住居手当ともに、県としても職員の負担軽減について認識はあるものの、「国準拠・他県均衡」の姿勢を崩さず、消極的な姿勢。

高教組は地公共闘とともに、給与改定・差額支給の年内実施、諸手当・休暇制度の改善など、継続課題の改善に向けて交渉を強化します。

現在分会でとりくんでいる「知事あて大型ハガキ」、10月31日に実施の「地公共闘総決起集会・人事課交渉支援座り込み行動」への各分会からの結集をお願いします。

○確定闘争のスケジュール○

10月31日(水) 人事課長交渉
 「地公共闘総決起集会」 14:00～ 岩手教育会館
 「交渉支援座り込み行動」 14:45～ 県庁

11月6日(火) 総務部長交渉
 「知事あて大型ハガキ」未提出の分会は、11月2日(金)必着で提出をお願いします。